

藤里町資格取得支援事業

仕事に役立つ資格又は免許を取得する際の経費の2分の1（上限1人10万円）※を

町が補助します。

※交付額は千円未満切捨て

対象者

藤里町内に住所を有する満年齢が65歳までの

1. 事業所に勤務している就労者
2. ハローワークに求職登録した求職者
3. 大学・短大・大学院・高等学校・高等専門学校に在学している者

※未成年者の場合は、保護者が申請

※学生・保護者ともに町内に住所を有すること

対象要件

補助の申請時において町税等に滞納がなく、資格取得により職場でのスキルアップを図る、又は就業に繋がること

対象資格

国家資格及び国家検定（技能検定）等

例）大型特殊自動車免許、危険物取扱者、介護福祉士、土木施工管理技士、自動車整備士

ただし、普通自動車免許、普通自動二輪車免許、大型自動二輪車免許及び原動機付自転車免許を除く

※対象資格等については、お問い合わせください

※補助金の交付は、1人につき1年度1回を限度とする

対象経費

資格取得に必要な講習等の受講料（教材費含む）、受験料、登録料

※参考書の購入費や通信教育、旅費等は除く

申請期限

資格を取得した日から6ヶ月以内（平成29年4月1日以降に取得した資格等が対象）

手続き

補助金交付申請書に下記の書類を添えて、藤里町商工観光課へ提出してください

- ①本人確認ができるもの（運転免許証など）の写し
- ②資格等の取得に要した経費を明らかにする書類（領収書など）の写し
- ③資格等を取得したことが証明できる書類（資格証、受講修了証など）の写し
- ④納税証明書（未成年者の場合は、保護者の納税証明書）
- ⑤就労者の場合は、事業所で働いていることが証明できるもの
- ⑥求職者の場合は、ハローワークカードの写し
- ⑦学生の場合は、学生証の写し
- ⑧その他、必要に応じて書類の追加を求めることがあります

【お問い合わせ先】藤里町商工観光課 ☎79-2115

町のホームページから申請書等をダウンロードできます

<http://www.town.fujisato.akita.jp/>